

みつけ体験・「さい」発見！庄原さとやま博  
マスコットキャラクター及びロゴマークの使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、庄原市観光キャンペーン実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が実施する『みつけ体験・「さい」発見！庄原さとやま博』（以下、「庄原さとやま博」という。）のマスコットキャラクター及びロゴマーク（以下、「キャラクター等」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規定において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 景品 商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(使用承認の申請)

第3条 商品の製造及び販売を目的としてキャラクター等を使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめキャラクター等使用承認申請書（様式第1号）、商品デザインシート（様式第2号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道機関以外（機関紙や地域広報紙など）で、実行委員会が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) その他実行委員会が別に定めた場合

(使用承認基準)

第4条 実行委員会は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査結果当該使用が庄原さとやま博の開催に寄与すると認め、使用を承認するときは、承認番号を付してキャラクター等使用承認書を交付するものとする。

2 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会はこれを承認しないこととし、キャラクター等使用不承認通知書を交付するものとする。

- (1) 庄原さとやま博の趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 庄原さとやま博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 実行委員会独自の事業又は実行委員会の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第5条 商品の製造及び販売を目的として使用承認を受けた者は、商品の販売前に、商品の完成品を実行委員会に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、実行委員会の指示するライセンス使用ガイドラインに従うこと。
- (2) キャラクター等のイメージ、使用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) JAS 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) キャラクター等の使用に際し、その表情、姿態等の一部であっても、これを変えるにはすべて事前に実行委員会の了解をえること。
- (5) 商品の製造及び販売を目的として使用しようとする者は、実行委員会との間に別紙1「みつけ体験・「さい」発見！庄原さとやま博マスコットキャラクター及びロゴマーク使用許諾契約書」を終結し、これを遵守すること。
- (6) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

(使用承認の変更)

第7条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、予め変更申請書（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

(使用承認の取消)

第8条 実行委員会はキャラクター等の使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 実行委員会は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

3 実行委員会は、承認を得ずにキャラクター等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第9条 使用承認を受けた者に対するキャラクター等の使用料は無償とする。

(試用期間)

第10条 キャラクター等の使用期限は、庄原さとやま博が終了するときまでとする。ただし、使用形態によっては、実行委員会が承認時にそれ以前の使用期限を付する場合がある。

(損失補償等の責任)

第11条 実行委員会は、キャラクター等の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第12条 この規定に定めるものの他、キャラクター等の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則 この規定は、平成22年5月1日から施行する。